

ThinkPark Arena FUTSAL Club 会員規約

第1条 名称及び所在地

1. 本規約の対象となるフットサルクラブは「ThinkPark Arena FUTSAL Club」（以下、「本クラブ」という。）と称し、本クラブの運営事務所を東京都品川区大崎 2-1-1 ThinkPark Tower 1F 内に設置する。
2. 本クラブ運営事務所の名称を「ThinkPark Arena Operation Room」とする。

第2条 運営及び管理

本クラブの運営及び管理は株式会社世界貿易センタービルディング（以下、「会社」という。）が行い、会員管理業務、受付業務、請求業務等、一部の業務については会社に代わって株式会社クオラスがこれを行う。

第3条 目的

本クラブは会員制であり、本クラブ所定の手続により会員登録する代表者・副代表者及びチームメンバー全員（以下、「会員」という。）が、ThinkPark Arena 及びその付帯施設（以下、総じて「本施設」という。）においてフットサルを行うために本施設を利用し、会員の心身における健康維持・増進とスポーツマンシップの涵養を図り、フットサルの普及と発展に寄与することを目的とする。

第4条 会員資格

1. 会員は本規約及び本クラブの定める全ての規約・規則・細則等を遵守するものとする。
2. 会員の代表者及び副代表者は身分を証明できる成人とし、本クラブが交付するメンバーズカード（以下、「会員証」という。）の記名人となり、会員証を保有するものとする。
3. 会員はその資格を他の第三者に譲渡・転貸することはできないものとする。
4. 会員は次の各号の全てに該当する者とする。
 - 1) 健康状態に関して本クラブの利用に支障の無い者。
 - 2) 刺青をしていない者。
 - 3) 暴力団及びそれに類する組織、もしくはその構成員と認められない者。
 - 4) その他本クラブが適当と認めたる者。

第5条 会費等

本クラブの入会金、年間登録料、カード再発行手数料等（以下、総じて「会費等」という。）については別途本クラブが定めるものとし、会員は本クラブから指定された方法にてこれを支払うものとする。その際に生じる、振込手数料については会員が負担するものとする。また、納入された会費等については理由の如何を問わず返還しない。

第6条 入会及び登録

1. 本クラブの入会に際しては、本規約を理解したうえで、ThinkPark Arena Futsal Club web サイト（<http://www.thinkparkarenafc.jp>）よりダウンロードした「入会申込書」に必要事項の記入、記名捺印を行い、代表者・副代表者両名の本人確認書類とあわせて ThinkPark Arena Operation Room まで持参し提出するものとする。入会時に必要となる本人確認書類は別途本クラブが定めるものとし、本クラブにてコピーを保管する。
2. 本クラブは入会及び登録申請を承認又は承認しない権利を有し、承認しない場合においてもその理由を示す必要の無いものとする。
3. 本クラブが承認後、入会希望者は別途本クラブが定める入会金・年間登録料を本クラブに納入し、代表者・副代表者の会員証交付によって入会及び登録成立とする。
4. 会員資格は、前項の登録成立時に取得するものとし、会員登録期間は会員資格を取得した日から1年間とする。

第7条 更新

1. 会員登録の更新を希望する会員は、登録期間満了日の60日前から登録期間満了日まで本クラブの指定する口座へ別途本クラブが定める年間登録料を振込にて支払うことにより、1年間会員登録期間を延長することができ、以降も同様とする。また、その際の振込手数料については会員が負担するものとする。なお、一度納入された年間登録料はいかなる場合も返還しない。
2. 前項の規定にかかわらず、本クラブは会員更新の申請を承認又は承認しない権利を有し、承認しない場合においてもその理由を示す必要の無いものとする。

第8条 記名人、入会申込書記載事項の変更

会員は、会員証の記名人である代表者・副代表者の変更又は入会申込書記載事項に変更がある場合、速やかに本クラブ所定の「変更届」に必要事項の記入、記名捺印を行い、会員証とあわせて ThinkPark Arena Operation Room まで持参し提出するものとする。この時、代表者・副代表者を変更する場合は当事者の本人確認書類もあわせて提出しなければならない。なお、会員証の記名人が変更された場合といえども、会員登録期間の変更は行わない。

第9条 退会、除名

1. 会員が会員都合により退会を希望する場合は、交付されたすべての会員証を退会日までに本クラブへ返却するものとする。
2. 会員登録期間満了日までに会員が更新手続を行わなかった場合は退会扱いとし、交付されたすべての会員証を直ちに本クラブへ返却するものとする。

3. 会員が本規約ならびに本クラブが定める全ての規約・規則・細則等及び本クラブからの口頭又は文書等による指示に違反した場合、虚偽の申請を行った場合、又は他の会員及び第三者に迷惑を及ぼす等、本クラブの秩序を著しく乱した場合、本クラブは当該会員を除名することができる。
4. 本施設の閉鎖、廃止、利用の制限、経営上の都合、その他止むを得ない事情等により本クラブが解散した場合、本クラブは全ての会員との契約を解除することができ、会員は退会することとする。この時、本クラブは既納の会費等については返還しないものとし、会員に対して特別の補償等は一切行わないものとする。
5. 会員は退会、除名に際して、未納金がある場合には、これを直ちに完納するものとする。
6. 会員は本クラブからの退会、除名に対し、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。

第10条 本施設利用中の事故

本施設利用中の事故、負傷等について、本クラブは一切責任を負わないものとする。

第11条 本施設の利用

1. 会員は本施設を利用する場合、予め本クラブ所定の手続により申込を行うものとする。
2. 会員は本施設の利用日当日、代表者又は副代表者が会員証を本クラブに持参し、提示しなければならないものとする。
3. 会員が本施設を利用する場合、「ThinkPark Arena FUTSAL Club 利用規則」の記載内容を遵守して利用するものとする。
4. 本クラブは特別行事、各種イベント、スケジュール変更、本施設の改修・整備を行う場合等、本施設の一部又は全部を閉鎖、廃止、その他利用を制限又は禁止することができるものとし、その時本クラブは会員に対する補償等は一切行わないものとする。またこの時、会員は異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。

第12条 休業日、営業時間

1. 本施設の休業日と営業時間は、別途本クラブが定めるものとし、本クラブは随時これらを変更できるものとする。
2. 本クラブが本施設の休業日及び営業時間等の変更を行う場合、本クラブは会員に対する補償等を一切行わないものとする。

第13条 会費等の改定

本クラブは会費等について、経済情勢の著しい変化、会社経営上の都合等により随時これを改定することができるものとし、会員はその改定に対し異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。

第14条 会員の責任事項

1. 会員は、自己の責任と危険負担において本施設を利用するものとする。
2. 会員が本施設利用に際し生じた事故・トラブル等については、会員の過失の有無にかかわらず、本クラブは一切損害賠償責任を負わないものとする。また、会員は自己の責に帰すべき事由により本クラブあるいは第三者に損害を与えた場合には、直ちにその旨を本クラブに報告するものとし、本クラブあるいは当該第三者に対して速やかにその損害を賠償するものとする。
3. 会員が本クラブの備品・レンタル用品等を破損・紛失した場合は、速やかにその損害を賠償するものとする。

第15条 免責事項

本クラブ及び本施設内で会員が起こした事故や怪我、トラブル、貴重品・携行物の紛失、盗難等に関して、本クラブは一切責任を負わない。また、天災地変等の不可抗力により生じた事故・怪我等についても本クラブは一切責任を負わない。

第16条 個人情報の保護

本クラブは個人情報保護法の趣旨に従い、誠実に対応する。個人情報保護法に関する取組については、会社が別途定める『「個人情報の取扱い」について』を遵守し、個人情報保護に努めるものとする。

第17条 承諾事項

会員は、本クラブが有する会員に関する個人情報の取扱いについて、入会申込書又は変更届の「誓約書」欄に署名・捺印することにより同意するものとする。

第18条 本規約の改定

本クラブは、必要に応じて会員の承諾無く随時本規約を改定することができるものとし、会員はその改定に対し異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求ができないものとする。

第19条 発効

本規約は、平成 22 年 4 月 1 日より発効する。

改定日：平成 20 年 1 月 31 日

改定日：平成 21 年 9 月 8 日

改定日：平成 22 年 4 月 1 日



ThinkPark Arena FUTSAL Club